

## 一般廃棄物処分業許可証

住所 東京都千代田区外神田 3丁目 6-10

氏名 株式会社リーテム

代表取締役 中島 彰良

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第58条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和3年6月28日

大田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 山崎 孝明

記



- |   |                            |                                |
|---|----------------------------|--------------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類               | 普通ごみ                           |
| 2 | 処分（最終処分を除く。）<br>最終処分の区別    | 処分（最終処分を除く。）                   |
| 3 | 処分の方法                      | 破碎                             |
| 4 | 処理施設等の種類、数量、<br>設置場所及び処理能力 | 破碎施設 1施設 72t/日<br>大田区城南島3丁目2-9 |
| 5 | 処分先                        | 東京ボード工業株式会社<br>株式会社タケエイ        |
| 6 | 許可期間                       | 令和3年7月1日 から<br>令和5年6月30日 まで    |
| 7 | 許可の条件                      |                                |

コピー不可

この許可証写しは、情報開示の一環としてホームページに掲載したもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4（委託契約に添付すべき書類）には該当しません。

また、この許可証写しを利用した営業活動等を禁じます。  
株式会社リーテム

本許可証は、許可の更新によるものであり、  
交付日から効力を有する。

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。